

不正リスクに関する新たなモデルの提唱 I

The New Model about Fraud Risk Factors I

田 中 智 徳

Tomonori TANAKA

第1節 不正のトライアングルと監査

不正¹⁾が発生する際には、動機・プレッシャー、機会、姿勢・正当化の3つの要因が存在するという、いわゆる不正のトライアングルの理論（以下、不正理論）は、監査実務において国際的に広く受け入れられている理論である。2002年に公表された米国監査基準書第99号²⁾において不正理論が示されて以来、国際監査基準³⁾、そして、わが国の監査基準委員会報告書⁴⁾においても同様の考え方が示され、さらに、わが国においては2013年に設定された「監査における不正リスク対応基準」においても、同理論が示されるようになった。いずれの基準においても、入手した証拠が不正リスク要因の存在を示しているかどうかを検討することを要求しており、不正リスク要因として動機・プレッシャー、機会、姿勢・正当化という不正理論の3つの要因が示されているのである。

このように、監査実務において広く浸透した不正理論であるが、監査実務以外の領域においても不正理論は受け入れられるようになってきた。例えば、内部統制のグローバルスタンダードとして捉えられている米国のトレッドウェイ委員会支援組織委員会（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission：以下、COSO）が公表している内部統制の枠組みにおいて、不正理論が示されるようになってきている。まず、COSOが2006年に公表した中小規模公開会社向けのガイダンス（COSO 2006）において不正理論が示された。本ガイダンスでは20の基本原則が示され、その基本原則の10に関連した説明として、経営者の不正リスクの評価においては、不正を行う機会、動機・プレッシャー、姿勢および正当化が検討されるとしたのである。さらに、COSOが2013年に公表した内部統制の統合的枠組みに関

する報告書の改訂版（COSO 2013）では、内部統制の5つの構成要素に関する17の原則が新たに示され、その原則8に関連する重要な特性として、さまざまな種類の不正行為の検討、動機とプレッシャーの検討、不正を行う機会の評価および姿勢と正当化の評価という考え方が示されたのである。

また、2008年に内部監査人協会、米国公認会計士協会および公認不正検査士協会の3団体が支援団体となって公表された『企業不正リスク管理のための実務ガイド』においても、不正リスクの識別プロセスには、不正を行う動機・プレッシャー、機会の評価を含むべきであるとしており、不正理論が一部受け入れられている（The Institute of Internal Auditors et al. 2008, 23; 訳書, 130）。

このように、幅広く受け入れられている不正理論ではあるが、そもそも本理論は個人による横領事例を基礎として構築された理論である。その後検討が加えられ、個人の犯罪を超えて企業活動や財務諸表監査において不正を検討する際の理論として受け入れられるようになったものの、近年諸外国では不正理論で示す3つの要因の内容を修正または要因を追加した理論も示されてきている。また、現在の不正に関する監査の基準では、3つの要因に関して付録において特徴毎に分類を示しているが、そこで示している分類は個別具体例のまとめとしての分類であり、不正の性質あるいは根本的な特徴に着目した分類ではない。重要性の高いリスクを例示することには一定の意味があると考えられるものの、不正は多種多様であり、予断を持つべきではない。したがって、不正への対策を検討する場合には、不正の性質や特徴を理解することが重要であり、そうした不正の性質や特徴によるより大きな分類、包括的な視点が必要であると考えられる。

そこで本稿では、近年の新たな考え方も参考にしながら不正理論を再考し、不正理論を取り入れている現在の不正に関する基準について、新たな視点を示すことを目的としたい。具体的には、不正に関する監査の基準において示されている不正理論の3つの要因のそれぞれについて、不正の性質や特徴によって分類、整理することを試みる。これらに分類、整理する意義は、それぞれの形態によって主たる原因が異なると考えられ、また実際に発生する犯罪も異なると考えられるからである。主たる原因が異なり、実際に発生する原因が異なるのであれば、当然に対策も異なってくると考えられる。こうした観点から、現在の不正に関する基準において示されている不正のトライアングルの3つの要因のそれぞれについて、不正の性質や特徴を基準として分類、整理することとしたい。

第2節 不正理論の成立と制度への導入

不正理論の原型はCressey (1953)において示された。Cresseyは犯罪者、とりわけ、横領という行為を通じて財務に関する信頼ある地位を犯した者に問題および対象者を限定してインタビュー調査を実施し、不正が発生する要因を明らかにした。その要因とは、①他人に打ち明けられない問題が存在すること、②信頼に背く機会が存在すること、③行動が適切であると正当化することという3つの要因であり、不正が発生する際にはこれら3つの要因全てが存在していることを示したのである。

このように、Cressey (1953)において示された考え方は、現在の監査の基準において受け入れられている考え方と異なるものである。そもそも、他人に打ち明けられない問題が存在するという説明は、単独犯についての説明であり、共謀や組織的な犯罪についての説明ではない。財務諸表不正は一般に単独で実施される犯罪ではなく、複数名によって実施される犯罪であることから、Cresseyによって示された理論では説明がつかないと言える。

信頼に背く行為を行った者は、他人に打ち明けられない問題があり、犯罪を行う機会を認識して、その行為を正当化することが共通する原因であったというCresseyの理論を、監査人が監査を行うにあたって利用できるモデルとして発展させたのがAlbrechtである。Albrecht et al. (1984)では、財務諸表の重要な虚偽の表示の原因となる不正は、個人と環境という2つの力の結果として発生するものであるとした。その上で、2つの力は①状況がもたらすプレッシャー、②不正を犯す機会、③個人の誠実性という3つの要素に分類できるとし、これら3つの要素によって不正を考えるモデルを「不正スケール (Fraud Scale)」として説明した。本研究成果は1987年に公表された『不正な財務報告に関する全米委員会報告書 (トレッドウェイ委員会報告書)』⁵⁾および1997年に公表された不正に関する基準であるSAS82「財務諸表監査における不正の検討」⁶⁾に一部取り入れられていると考えられる。

トレッドウェイ委員会報告書では不正な財務報告が申し立てられた事例と不正な財務報告と判定された事例とを調査した結果、不正な財務報告の原因について、「不正な財務報告は、通常、何らかの環境的、制度的もしくは個人的な力と機会とが原因で起こることが明らかとなった。かかる力と機会は、個人と企業を不正な財務報告に走らせる圧力や動機となる。」(COSO 1987, 23; 訳書, 8)と述べている⁷⁾。何らかの環境的、制度的もしくは個人的な力とは、Albrechtが示した状況がもたらすプレッシャーと類似した説明であり、個人の誠実性については言及されていないが、機会については不正の原因であるとしている。報告書では上記の結論を事例分析の結果としているが、参考にした文献としてAlbrecht (1982)が示されている(COSO 1987, 111; 訳書, 165)。Albrecht (1982)では不正スケールと同様の考え方、前身

である「バランススケール (Balance Scale)」を提示し、状況がもたらすプレッシャー、機会および個人の誠実性について説明していることから、Albrechtの研究成果は報告書に影響を与えていると思われる。

SAS82では不正の概念に関して、財務諸表に重要な虚偽の表示を生じさせる不正行為であるとした上で (para.3), 「不正はしばしば (a) 不正を行うプレッシャーもしくは動機, (b) 不正を行う機会の認識を伴う。」 (para.6) と説明している。こうした説明はSAS82の改訂前の基準であるSAS53「誤謬と不正の摘発と報告に対する監査人の責任⁸⁾」には見られなかった記述である。この記述は先に公表されたトレッドウェイ委員会報告書の影響を受けていると考えられるが、上述したように、トレッドウェイ委員会報告書における不正に関する記述はAlbrechtの研究成果の影響を受けていたと考えられる。AlbrechtはSAS82の設定に関する不正専門部会の委員⁹⁾であったことから、Albrechtの研究成果は、SAS82における不正の説明に大きな影響を与えたと推察される。

不正スケールを公表したAlbrechtであるが、後に、3つの要素の一つとして挙げた個人の誠実性よりもむしろ、Cresseyが示した行為の正当化という名称のほうが正確であると考えに至った。そして、Albrechtは燃焼の3要素である「火のトライアングル (Fire Triangle)」と不正の発生原因が類似していることにヒントを得て、不正を動機付ける3つの要素を「不正のトライアングル (Fraud Triangle)」と呼んだのである (Albrecht 1991)。Albrechtは、認識したプレッシャー、不正を実行かつ隠ぺいできると認識した機会、行為が許容されるものと正当化する方法の3つの要因が揃ったときに人は不正行為を働くということを示し、これら3つの要素は結合して不正のトライアングルを形成していると説明したのである。

以上のように、現在、不正のトライアングルという名称で受け入れられている理論は、Cresseyの提唱した理論を基礎として、Albrechtによって修正され、制度の中に取り入れられるようになった理論であり、その名称が付けられた理論である。したがって、不正理論はCresseyの考え方を基礎としたものであるが、Cresseyが示した考え方ではない。現在、不正理論が幅広く受け入れられ、様々な文献等でCresseyの不正のトライアングルと紹介されている。その中には、不正理論はCresseyが示した考え方であるとの説明も見られるが、それは誤解であると言えよう。

第3節 不正理論の修正に関する先行研究

不正理論を検討，修正した先行研究は多数あるが，ここでは新たな方向，視点を提供したと思われる代表的な考え方，モデルを検討したい。

まず，動機・プレッシャー，機会，姿勢・正当化の3つの要因の一部を修正した考え方として，動機・プレッシャーについて言及したM.I.C.E.という考え方と，姿勢・正当化について言及したFT/TPB（Fraud Triangle/Theory of Planned Behavior）という考え方がある。

M.I.C.E.とは，「金銭的欲求（Money）」，「イデオロギー（Ideology）」，「意図しない不正への加担（Coercion）」，「力や権力（Ego）」の頭字語であり，不正を行った者に見られる動機であるとする考え方である（Kranacher et al. 2011）。M.I.C.E.は不正の動機を経験則から単純化したものであり，すべての要素が必ずしも不正において見られるものではないものの，動機を評価するための枠組みとして容易に利用可能な考え方であると説明されている。不正に関する監査の基準においては，動機として様々な要因が例示されているが，それらは動機の一例として示されているものであって動機のすべてを網羅したものではない。基準に例示されている動機をチェックリスト方式で確認することも必要であると思われるが，小さな部分にこだわすぎるのではなく，M.I.C.E.という大きな視点で動機を捉えることも意義があると思われる。

一方，姿勢・正当化について言及したFT/TPBとは，計画的行動理論（Theory of Planned Behavior：以下TPB）を用いた説明である。TPBとは意思決定と行動に関する理論であり，意思決定の過程を経て，その意思が行動へ移されるという考え方である（Ajzen 1991）。まず意思決定の過程では，ある行動を良いと思うか否かという「行動に対する態度」，ある行動を行う際に社会的なプレッシャーを感じるか否かという「主観的な規範の認知」および過去の経験や予測される障害を基にして考えた場合，ある行動を行うことができるか否かという「知覚された行動の統制」という3つの概念が存在する。そして，そこで形成された意思が，実際の行動へと移されるという考え方である。

こうしたTPBの理論を，不正のトライアングルの理論の要因の1つである姿勢・正当化に援用した考え方がFT/TPBである（Cohen et al. 2010）。FT/TPBとは，姿勢・正当化を「不正に対する姿勢」，「主観的な規範の認知」，「行動の統制可能性」というTPBの概念に加えて，「道徳的義務」という4つの視点を用いて検討し，不正を動機・プレッシャー，機会，TPBという枠組みで捉えるとする考え方である。この考え方は，1992年から2005年の期間における39の企業不正の事例を基に，不正における経営者の姿勢の役割を検証した結果，不正リスク要因として個人の特性が

主要なリスク要因として明らかにされたことに端を発する。個人の特性が主要なリスク要因であるにも関わらず、不正に関する監査の実務指針において、個人の倫理観や個人の特性に関する言及はほとんど見られない¹⁰⁾との問題意識から、監査人が経営者の倫理観を評価する際に、経営者という個人の特性を捉える方法としてTPBの理論を用いることの重要性を示したのである。

以上2つの理論は、不正理論の各要因を修正した考え方であるが、不正理論の3つの要因に「実行可能性」¹¹⁾という新たな要因を1つ追加した「不正のダイヤモンド (Fraud Diamond)」というモデルがある (Wolfe and Hermanson 2004)。このモデルは、機会が不正を実行するためのドアを開け、動機や正当化がドアに向かって (不正の実行に) 進ませる要因となるものの、実際に不正を実行するためには、機会というドアが開いていることを理解し、そのドアを悪用できる人間でなければならないとする考えから構築されたものである。

この実行可能性とは、性格特性と能力から構成されるものである (Wolfe and Hermanson 2004, 38)。より具体的には、地位や職能、内部統制の弱点を見抜いたり地位を利用できると考える頭脳、不正は暴かれないという自信や自惚れ、不正を行ったり隠したりするために他人を抑圧または支配することができる、効果的で一貫した嘘をつく、ストレスへの耐性があるという6つの要素から構成される。そして、この実行可能性という新たな要因は、特に、巨額あるいは長期にわたる不正において必要なものとされており、実行可能性を理解するためには、密なコミュニケーションをすること、小さなことにも留意することおよび他の人がその人物をどのように評価しているかといったことによる情報が有益であるとしている。

上述したM.I.C.E.の考え方と不正のダイヤモンドの考え方を、Hibino and Sharifi (2013) では特性と要因の関係を系統的に線で結んだもので理解する特定要因図 (石川ダイアグラム) を用いて、財務諸表不正および横領の事例を分析している。特定要因図を用いて考えることで、経営者や監査人のみならず、内部監査人やリスク管理責任者が不正の防止または発見方法を改善するためのブレインストーミングをする際に利用可能であるとしている。取り扱っている事例はそれぞれ1件ずつと少ないものの、不正理論を修正あるいは要因を追加した考え方が実際の事例に当てはまることを示している。

ところで、先に述べたようにAlbrechtは自身が提唱した不正スケールにおいて示した個人の誠実性という要因について、Cresseyが示した正当化という名称のほうが正確であると考えに至ったが、個人の誠実性という考え方は正当化という考え方よりも容易に観察可能な特徴であるという評価もある (Dorminney et al. 2010)。こうした視点も踏まえた上で、Kassem and Higson (2012) では、「新たな不正のトライアングルモデル」として、動機 (M.I.C.E. モデル)、機会、個人の誠実性 (不正スケール) および実行可能性 (不正のダイヤモンド) という4つの要因で不正を検討す

るモデルを提示している。このモデルを用いることで、不正および不正の発生原因に関する監査人の知識を拡大することが出来るとしているが、事例の説明がないことから、単に複数の考え方を合成したモデルとも捉えられる。

以上の先行研究においては、不正の実行者の特徴が明示的に示されてはいないものの、不正理論を基礎としていることから、いわゆるホワイトカラーを前提としていると考えられる。Cresseyの理論は、他人から信頼を受けていた者が行った犯罪を基礎とした理論であるが、ホワイトカラーも通常、企業等において他者から一定の信頼、信任を得ていると考えられる。しかし近年では、不正理論において前提としているホワイトカラーとは異なるタイプの犯罪者の存在が指摘されている。そのため、不正理論で想定されているような人物による犯罪、すなわち、信頼を受けた者が金銭的な問題等を抱えて犯罪を行った場合、そうした人物を「偶発的な犯罪者 (Accidental Fraudster)」とし、一方、既に不正を行っており、不正が行える場所を求めているような人物を「常習的な犯罪者 (Predator)¹²⁾」として、犯罪者を分類する考え方もある (Kranacher et al. 2011)。

こうした常習的な犯罪者にはプレッシャーや正当化が存在せず、機会があれば犯罪を行うという特徴¹³⁾があることから、プレッシャーや正当化の代わりに「傲慢な態度」、「犯罪に対する考え方」¹⁴⁾という要因を用いて常習的な犯罪者による不正を捉えるという提案がある (Dorminey et al. 2012)。彼らは、常習的な犯罪者の不正を機会、傲慢な態度および犯罪に対する考え方という3つの要因で捉える方法を「対常習的な犯罪者の不正のトライアングル」としている。そして、偶発的な詐欺師に対する不正のトライアングルの理論、すなわち、現在受け入れられている不正理論と対常習的な犯罪者の不正のトライアングルの2つの三角形を合体させたものを、「新たな不正のダイヤモンド (New Fraud Diamond)」として提唱した。

不正理論を採用している現在の不正に関する監査の基準における不正リスク要因の考え方では、常習的な犯罪者の犯罪を捉えることが困難あるいは不可能であると考えられることから、新たな不正のダイヤモンドの考え方は不正対策に新たな視点を提供していると考えられる。しかし一方で、新たな不正のダイヤモンドの考え方では、常習的な犯罪者を検討する際の要素としての「傲慢な態度」、「犯罪に対する考え方」に関する定義、説明がないという問題も存在する。偶発的な犯罪者と常習的な犯罪者の区別についても、単に不正が計画的か否か、回数の問題といえるのではないかという指摘もある (Brody et al. 2012, 519)。不正理論は実際の不正事例を基に構築された理論であり、その後の検証も多くなされているのに対して、新たな考え方は十分な実証や検証がほとんどなされていないことは、一つの問題点あるいは解決すべき課題として指摘できよう。

第4節 不正リスク要因の再検討

わが国の監査基準委員会報告書240(以下、監基報240)の付録1では、動機・プレッシャー、機会、姿勢・正当化の要因が示されているが、動機・プレッシャー、機会については以下のように複数のカテゴリーを設けている。

図表1. 監基報240における不正リスク要因のカテゴリー

動機・プレッシャー	機会	姿勢・正当化
1. 財務的安定性又は収益性が、次のような一般的経済状況、企業の属する産業又は企業の事業環境により脅かされている。	1. 企業が属する産業や企業の事業特性が、次のような要因により不正な財務報告に関わる機会をもたらしている。	特に分類なし
2. 経営者が、次のような第三者からの期待又は要求に応えなければならない過大なプレッシャーを受けている。	2. 経営者の監視が、次のような状況により有効でなくなっている。	
3. 企業の業績が、次のような関係や取引によって、経営者又は監査役等の個人財産に悪影響を及ぼす可能性がある。	3. 組織構造が、次のような状況により複雑又は不安定となっている。	
4. 経営者、営業担当者、その他の従業員等が、取締役会等が掲げた売り上げや収益性等の財務目標を達成するために、過大なプレッシャーを受けている。	4. 内部統制が、次のような要因により不備を有している。	

(出典：監基報240の付録1を基に作成)

以上のように、監基報240では動機・プレッシャーおよび機会についてはそれぞれ4つの分類が示されている。動機・プレッシャーは動機とプレッシャーに分類されており、それぞれ外部要因と内部要因に分類できると考えられる。機会は主要な要因として環境、人間、組織構造、統制に分類されており、これらも、それぞれ外部要因と内部要因に分類することが出来ると考えられる。姿勢・正当化については特に分類が示されていない。

このように、監基報240においては、一定の属性に基づく分類が示されているものの、その分類方法は様々であり、姿勢・正当化については分類すら示されていない。こうした問題点を解決するために、先行研究を踏まえた上で、不正の性質や特徴を基礎として各要因を分類、整理する。

(1) 動機・プレッシャーの再検討

現在の基準において示されている動機・プレッシャーは、個人的な事情による要因と組織の影響による要因に大別することが出来ると考えられる。

個人的な事情による要因とは、監基報240に示されている例示を用いるならば、動機・プレッシャーの不正な財務報告による虚偽表示に関する要因の3に示されている「企業の業績が、次のような関係や取引によって、経営者又は監査役等の個人財産に悪影響を及ぼす可能性がある」や資産の流用による虚偽表示に関する要因で示されている例示が当てはまると考えられる。一方、組織の影響による要因はその他の例示であると考えられる。

このように、個人的な事情と組織の影響による要因に大別して考える理由は、それぞれの要因の背景が異なることから、要因を見つけ出す方法や対応が異なると考えられるからである。監基報240では不正な財務報告による虚偽表示に関する要因と資産の流用による虚偽表示に関する要因に大別されており、資産の流用による虚偽表示の場合にも、不正な財務報告による虚偽表示に関する要因が存在する場合があることに留意すると示されている。しかし重要なことは、資産の流用による虚偽表示も結果的に、特に多額であればあるほど不正な財務報告になるということである。そうした視点から不正を考えた場合、不正な財務報告か資産の流用かという区分で考えるよりもむしろ、根本的な原因に着目して対応を分類するほうが適切であると考えられる。

これら個人的な事情および組織の影響の特徴は、個人的な事情は一般に観察することが困難であるのに対して、組織の影響は一般に観察が可能であることである。個人的な事情、例えば、金銭的に困難であるという情報は、周囲の人間にそういった情報を漏らしていれば明らかになる情報であるが、隠そうとしていた場合には観察することが困難である。極端に生活が派手になったなど、周囲の人間が気付きやすい情報も存在するものの、個人的な事情は一般に隠される情報であり、観察することが困難であると考えられる。一方、組織の影響は会計情報はもとより、業界の状況や他の企業との比較、経済情勢など、企業内部だけでなく、企業外部から様々な情報を得ることが可能となる。企業内部の情報は隠される可能性があるものの、企業外部の情報はそうしたことがないため、利用可能な情報を得ることが可能となる。

こうした観察が可能か否かという特徴に加えて、個人的な事情による犯罪は基本的に単独で実施され、組織の影響による犯罪は複数人で実施される可能性が高いという特徴があると思われる。一般に、単独犯と比較して複数犯における犯罪の事例のほうが被害額が多額になる傾向があるため、個人的な事情による犯罪は比較的金額や内容が小規模な犯罪となり、組織の影響による犯罪は比較的金額や内容が大規模な犯罪になると考えられる。

(2) 機会の再検討

機会についても個人と組織に分けて考えることが出来ると考えられる。個人とは実際に犯罪を行う能力を備えているか否かであり、組織とは内部統制等を原因としたものである。前者の個人的な能力を備えているか否かは、Cresseyが示していた考え方と類似する考え方であり、また、不正のダイヤモンドにおいて示された考え方とも親和性が高い。

Cresseyは機会には①全般的な情報と技術的なスキルおよび②全般的な情報と技術的なスキルの所持の影響があると説明している（Cressey 1953）。全般的な情報とは不正行為を行うための全般的な情報を所持しているか否かという、自身を取り巻く環境に対する情報の所持を意味しており、所属する組織において不正が実行可能か否か、そうした環境にあるか否かを示していると考えられる。一方、技術的なスキルとは実際に不正を行う能力があるか否かを示している考え方である。以上のことから、Cresseyが示した考え方は、個人と組織とに分けて考えることが出来ると思われる。

こうした個人に着目した考え方は、不正のダイヤモンドにおいて示された考え方と類似していると考えられる。不正のダイヤモンドは不正のトライアングルの要因に実行可能性という要因を追加した考え方であり、実行可能性で示された要因は性格特性および能力から構成されている。これら性格特性および能力は、地位や職能、内部統制の弱点を見抜いたり地位を利用できると考える頭脳、不正は暴かれないという自信や自惚れ、不正を行ったり隠したりするために他人を抑圧または支配することができる、効果的で一貫した嘘をつく、ストレスへの耐性があるという6つの要素から構成されており、これらの一部は後述の正当化に含まれる要因もあると考えられるが、少なくとも、個人に関する要因である。

もう一方の組織という要因は、内部統制上の不備や内部統制に対する影響度、すなわち、経営者等の管理者であれば内部統制を無視することが可能といった組織に関連する要因である。

こうした機会における個人的要因と組織的要因の特徴は、動機と異なり、いずれも一般に観察することが可能であることが挙げられると思われる。個人の能力は、資格等の専門能力の有無や職歴、担当している業務の期間等、比較的客観的かつ収集可能な情報を入手することが可能であると思われる。また、組織的要因は組織の内部統制として顕著に表れると考えられることから、観察することが可能であると考えられる。

(3) 姿勢・正当化の再検討

姿勢・正当化についても、個人的要因と組織的要因に大別することが出来ると考えられる。姿勢・正当化という要因についてCohen et al. (2010)では、経営者という個人の特性を捉えることの重要性を示していたが、不正のダイヤモンドで示された実行可能性という要因においても、性格特性、すなわち個人の特性が示されている。さらに、新たな不正のダイヤモンドで示された新たな2つの要因はいずれも、犯罪に対する個人の姿勢あるいは意識に関連するものである。

個人的要因とは、犯罪行為を是と考えるか否と考えるかの善悪の判断基準であり、誠実性や倫理観という概念で表すことが出来ると思われる。一方、組織的要因は組織の風土、統制環境による影響を表すものである。監基報240における例示においても、姿勢・正当化の例示において経営者の姿勢が多く示されていることから、組織的要因は統制環境と類似した概念であると考えることが出来る。

このように考えた場合、姿勢・正当化という要因は正当化という用語が適切であると考えられる。犯罪行為を正当化させる要因が個人および組織に存在するのであり、姿勢はそれらの要因の一部である。犯罪行為を実行するためにはその行為を正当化することが必要であるが、姿勢は必ずしも必要ではないと考えられることから、並列して示すことは適切ではないと思われる。

正当化における個人的要因と組織的要因の特徴は、個人的要因は動機と同様、一般に観察することが困難であることが挙げられる。周囲の人間の評価からある程度人間性を推定することは可能であるとしても、客観的な証拠を収集することは至難であろう。仮に、本当は誠実性が低く倫理観が欠けていたとしても、人前では紳士的な対応を取ることで本当の自分を隠すことも考えられる。一方、組織的要因は統制環境と類似した概念であると考えることが出来ることから、組織内に有形無形の形で存在しており、観察することが出来ると思われる。

第5節 新たなモデルとその課題

前節において示したように、各要因には個人的要因と組織的要因がそれぞれ存在すると考えられる。では、各要因における個人的要因と組織的要因の関係をどのように捉えるべきであろうか。

動機・プレッシャーにおいては、個人もしくは組織の動機・プレッシャーが存在すれば犯罪行為を実行することは可能であるため、それぞれ単独で成立すると考えられる。当然に、組織におけるプレッシャーが個人の動機に影響を与える可能性もあ

ることから、個人と組織の両者が観察される場合もあろう。

機会においては、個人および組織の両者が成立要件として必要であると考えられる。仮に個人の能力が優れており、不正を実行する能力があったとしても、強固なガバナンスが存在していれば不正を実行することは極めて困難となる。一方、脆弱なガバナンスであったとしても、本人に不正を実行する能力が欠落していた場合には、不正を実行することは不可能であると考えられるからである。

正当化においては、個人は単独で成立すると考えられるが、組織は単独では成立しえない。個人的な動機で不正を考えている者は、組織における統制環境等の影響を受けることはあったとしても、犯罪を実行するために必ずしも必要なものではない。一方、組織における統制環境等に大きな問題が存在していたとしても、個人が誠実であれば不正は実行されないと考えられる。組織的要因は個人に大きな影響を与えるものの、最終的に不正を実行する者は人間であることから、組織的要因単独では不正は成立しえないと思われる。

以上を整理すると、以下のようにまとめられる。

図表2. 新たなモデルの考え方

動機・プレッシャー		機会		正当化	
個人的要因	組織的要因	個人的要因 (能力)	組織的要因 (内部統制)	個人的要因 (誠実性)	組織的要因 (統制環境)
単独で成立		両者が必要		個人的要因は必須	

(筆者作成)

3つの要因をそれぞれ個人的要因および組織的要因に区別しているが、この考え方は、犯罪心理学の基本的仮説である犯罪行動は人格と環境が関連するという仮説(福島 2008)にも関連が深い考え方であると思われる。もちろん、動機・プレッシャーの個人的要因においては、本人の個人的な環境が影響を与えていると考えられるし、正当化の個人的要因も個人の誠実性に対して成長過程における環境等が大きな影響を与えていると考えられることから、必ずしも犯罪心理学の基本的仮説と合致するものではない。しかし、人格と環境を区別して考える方法は、個人的要因と組織的要因という環境を区別した考え方と類似していると思われることから、新たなモデルの考え方は、犯罪心理学の基本的な考え方を踏まえた考え方であると言える。

本稿では、不正理論を取り入れている現在の不正に関する基準について、新たな視点を示すことを目的として、基準において示されている不正理論の3つの要因のそれぞれについて、不正の性質や特徴によって分類、整理することを試みた。図表2

において示した考え方は、先行研究を踏まえた考え方であるものの、先行研究に存在した問題点と同様、実証等を通じた検証を行っていない。また、ここで示した考え方は、不正の原因に着目した考え方であり、この考え方を基礎とした不正への対策については検討していない。こうした課題については、次稿において検討することとしたい。

注

- 1) 不正は様々な意味を持つ概念であるが、本稿では監査実務において採用されている概念、すなわち、財務諸表の重要な虚偽の表示の原因となる意図的な行為という意味で用いることとする（監査基準委員会報告書240、2項および3項）。
- 2) American Institute of Certified Public Accountants(AICPA). 2002. Statement on Auditing Standards(SAS) No.99. *Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit*. AICPA.
- 3) International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB). 2004. International Standard on Auditing(ISA) 240 (Revised). *The Auditor's Responsibility to Consider Fraud in an Audit of Financial Statements*. International Federation of Accountants. SAS99公表以前の2001年に公表された改訂前のISA240では、不正理論は受け入れられていなかった。
- 4) 日本公認会計士協会. 2006. 監査基準委員会報告書第35号『財務諸表監査における不正への対応』. 日本公認会計士協会. その後、第35号の改訂版である第40号、第40号の改訂版である240においても不正理論は受け入れられてきた。
- 5) National Commission on Fraudulent Financial Reporting(Treadway Commission). 1987. *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*. AICPA. (鳥羽至英, 八田進二共訳. 2000. 『不正な財務報告—結論と勧告—』白桃書房)。
- 6) Auditing Standards Board. 1996. Statement on Auditing Standards No.82. *Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit*. AICPA.
- 7) 付録F「不正な財務報告リスク評価のための実務指針」においても、「不正な財務報告は、数多くのさまざまな動機と機会によってもたらされる。不正な財務報告を効果的に防止・発見するためには、その動機と機会を理解し、かつ、このような要因によって一企業のなかで不正な財務報告がなされる可能性を評価することが必要である。」(COSO 1987, 155；訳書, 230)と述べられている。
- 8) Auditing Standards Board. 1988. Statement on Auditing Standards No.53. *The Auditor's Responsibility to Detect and Report Errors and Irregularities*. AICPA.
- 9) SAS82の設定に関する不正専門部会の委員は次のとおりである。
David L. Landsittel (Chair), W. Steve Albrecht, Robert E. Fleming, James S. Gerson, Norwood J. Jackson, Jr., John J. Kilkeary, Joseph P. Liotta, Glenn J. Vice, Jane M. Mancino (Technical Manager, Audit and Attest Standards)。

- 10) ISA240においては、姿勢・正当化に関する例示として経営者のモラルが低いという項目があり、個人の倫理観に関する例示があるものの、SAS第99号では個人の倫理観に関する例示がないことを批判している（Cohen et al. 2010, 273）。しかし、付録の例示としては挙げられていないものの、「個人によっては、不正行為を故意に、そして意図的に働くことを可能とする態度、個性あるいは倫理的価値観を有している」（第7項）という説明があることから、SAS第99号では、個人の倫理観にまったく触れていないというわけではない。
- 11) 原語はcapabilityであることから、一般には、能力という訳語を当てることができる。しかし、次の理由から実行可能性という訳語を当てている。1つは、capabilityという要因は実際に不正を実行可能かどうかに関わる要因であるという点である。もう1つは、後述するようにcapabilityはpersonal traitsとabilitiesからなるものとされ、具体的な6つの要素が示されている。これら6つの要素は、性格的な部分であるpersonal traitsと、力量や才能であるabilitiesから構成されており、abilitiesに能力という訳語を当てることが適切であると思われるからである。
- 12) プレデター（Predator）とは捕食者や略奪者という意味があるが、映画『プレデター』等に登場する架空の宇宙人の名称でもあり、その特徴は宇宙の様々な星を渡り歩いて狩猟するというものである。そのため、プレデターという用語には単に捕食者や略奪者という意味だけでなく、宇宙人という人間とは異なる未知の存在ということを連想させる意味合いも含まれていると思われる。ここでは、偶発的な犯罪者と対比させるため、常習的な犯罪者と呼ぶこととする。
- 13) 不正理論の他の要因に関係なく、機会されれば不正を行う可能性があるという指摘に関して、先のFT/TPBにおいても類似した考え方が示されている（Cohen et al. 2010）。FT/TPBでは、行動の統制可能性は姿勢・正当化を検討する際の1つの独立した要素であるが、機会が行動の統制可能性に影響を与える可能性があるとしている。また、不正のトライアングルの理論における3つの要因が揃わなくとも、行動の統制可能性という要素が単独で直接不正に結び付く可能性も指摘している。すなわち、機会が行動の統制可能性に影響を与え、直接不正に結び付くという考え方が示されているのである。
- 14) 原語はarroganceおよびcriminal mindsetであるが、いずれの用語も説明や定義がなされていない。そのため、直訳的な表現を用いることとする。

参考文献

- Abbott, L. J., S. Parker, and G.F. Peters. 2004. Audit Committee Characteristics and Restatements. *Auditing: A Journal of Practice & Theory*. 23(1) : 69-88.
- Ajzen, Ick. 1991. The Theory of Planned Behavior. *Organizational Behavior and Human Decision Processes*. 50(2) : 197-211.
- Albrecht, W. Steve, Marshall B. Romney, and David J. Cherrington, I. Reed Payne, Allan V. Roe. 1982. *How to Detect and Prevent Business Fraud*. Prentice-Hall, Inc.

- , Keith R. Howe, and Marshall B. Romney. 1984. *Deterring Fraud: The Internal Auditor's Perspective*. Institute of Internal Auditors Research Foundation.
- . 1991. Fraud in Government Entities: The Perpetrators and the Types of Fraud. *Government Finance Review*. 7 (6): 27-30.
- . 2014. Iconic Fraud Triangle Endures-Metaphor Diagram Helps Everybody Understand Fraud. *Fraud Magazine*. 29 (4): 46-52.
- Association of Certified Fraud Examiners(ACFE). 1996, 2002, 2004, 2006, 2008. *Report to the Nation on Occupational Fraud and Abuse*. Association of Certified Fraud Examiners.
- . 2010a, 2012, 2014. *Report to the Nations on Occupational Fraud and Abuse*. Association of Certified Fraud Examiners.
- Beasley, Mark S., Joseph V. Carcello and Dana R. Hermanson. 1999. *Fraudulent Financial Reporting: 1987-1997—An Analysis of U.S. Public Companies*. Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission(COSO).
- , ——, ——, and Terry L. Neal. 2010. *Fraudulent Financial Reporting: 1998-2007—An Analysis of U.S. Public Companies*. Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission(COSO).
- Brody, Richard G., Sara R. Melendy, and Frank S. Perri. 2012. Commentary from the American Accounting Association's 2011 Annual Meeting Panel on Emerging Issues in Fraud Research. *Accounting Horizons*. 26 (3):513-531.
- Cohen, Jeffrey., Yuan Ding, Cedric Lesage and Herve Stollowy. 2010. Corporate Fraud and Managers' Behavior: Evidence from the Press. *Journal of Business Ethics*. 95:271-315.
- Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission(COSO).1992 : 1994. *Internal Control-Integrated Framework*. AICPA. (鳥羽英至・八田進二・高田敏文共訳, 1996, 『内部統制の統合的枠組み—理論篇—』および『内部統制の統合的枠組み—ツール篇—』白桃書房)。
- . 2006. *Internal Control over Financial Reporting-Guidance for Smaller Public Companies*. COSO. (日本内部監査協会, 八田進二監訳, 2007, 『簡易版COSO内部統制ガイダンス』同文館出版)。
- . 2013. *Internal Control-Integrated Framework*. COSO. (八田進二・箱田順哉監訳, 2014『内部統制の統合的フレームワーク』日本公認会計士協会出版局)。
- Cressey, Donald R.1950. The Criminal Violation of Financial Trust. *American Sociological Review*.15 (6) : 738-743.
- . 1953. *Other people's Money—A Study in the Social Psychology of Embezzlement*. The Free Press.
- Dorminey, Jack W., Arron Scott Fleming, Mary-Jo Kranacher, and Richard A. Riley, Jr. 2010. Beyond the Fraud Triangle. *The CPA Journal*. 80 (7) : 17-23.

- , ——, ——, ——. 2012. The Evolution of Fraud Theory. *Issues in Accounting Education*. 27(2) : 555-579.
- Hibino, Madoka and Mohsen Sharifi. 2013. Fraud Prevention Methodology: The Ishikawa Diagram. *Internal Auditing*. 27-36.
- Institute of Internal Auditors(IIA), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) and Association of Certified Fraud Examiners(ACFE). 2008. *Managing the Business Risk of Fraud: A Practical Guide*. IIA, AICPA, ACFE.
- (八田進二編著, 2009, 『企業不正防止対策ガイド』日本公認会計士協会出版局)。
- Kassem, Rasha and Andrew Higson. 2012. The New Fraud Triangle Model. *Journal of Emerging Trends in Economics and Management Sciences*. 3(3) : 191-195.
- Kranacher, Mary-Jo., Richard A. Riley, Jr. and Joseph T. Wells. 2011. *Forensic Accounting and Fraud Examination*. Wiley & Sons.
- National Commission on Fraudulent Financial Reporting(Treadway Commission). 1987. *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*. AICPA. (鳥羽至英・八田進二共訳, 2000, 『不正な財務報告—結論と勧告—』白桃書房)。
- Wells, Joseph T. 2007. *Corporate Fraud Handbook-Prevention and Detection Second Edition*. Association of Certified Fraud Examiners. (八田進二・藤沼亜起監訳, 2009, 『企業不正対策ハンドブック—防止と発見』第一法規)。
- Wolfe, David T., and Dana R. Hermanson. 2004. The Fraud Diamond Considering the Four Elements of Fraud. *The CPA Journal*. 74(12) : 38-42.
- 福島章, 2008, 『犯罪心理学入門』中央公論新社。